

## 佐賀県告示第 410 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年佐賀県告示第 364 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その申告期限等が令和 3 年 8 月 11 日から同年 11 月 29 日までの間に到来するものについて、同月 30 日とする。

令和 3 年 11 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義